

## 南島原の考古学 装飾のある土器底部

ごんげん わき  
～権現脇遺跡(深江町)～

10万点を超える権現脇遺跡の出土遺物のなかでもたった1点だけ出土した、特徴的な装飾をもった土器底部の資料があります。4本からなる支柱にはそれぞれバツテンの形に粘土のひもを貼り付けて細かく刻み目を入れていて、下から見るとドーナツ状に穴もあけています。おそらくは弥生時代のはじまりのころ、3千年近く前のものだと考えられます。

大部分の土器の用途は煮炊きです。土器をたき火にかけようとするれば、熱効率をよくするためにおのずと口の部分は広く底の部分は小さく作り、全体として逆三角形の形になるのが一般的です。その結果、土器はどうしても不安定になりますので、小さい底でもいちばん下の部分だけは張り出させてできるだけ底径を大きくしたり、厚底にして重たくしたりして、どうか安定させようと工夫します。

そんな土器作りの理屈とはまるで反対、わざわざ安定させなければならぬ底部を中空にし、実用的ではない装飾まで施したのがこの土器です。きっと日用の煮炊きが目的ではなく、だれかに見せることをねらいにした土器だったのでしょう。土器だっておしゃれは足元から、そんなデキる南島原の弥生人のはなし。



**2月～3月の小企画**  
 2月1日(水)～3月31日(金) ※休館日:火曜日 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)  
 深江埋蔵文化財・噴火災害資料館  
 一般…200円、高校生…150円、中学生以下…無料 \*団体割引あり \*小企画は入館料のみでご覧いただけます。  
 図文化財課(南有馬庁舎) ☎73-6705  
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず中止になる場合があります。

こんにちは!消費生活センターです 南島原市消費生活センター ☎82-3010

## 引っ越しサービスをめぐるトラブルに注意!

～サービス内容を比較し、適切な判断を～

### ●相談事例

引っ越し業者の見積もりをインターネットで入力し依頼した。業者からすぐ電話がかかってきて見積もり金額が安かったため、契約をした。

引っ越し当日、11時から運搬予定だったが、業者の到着は12時半過ぎであった。業者から「予定より荷物が多く、トラックに荷物が乗りきらず、追加料金が発生する」と言われた。納得いかない。

### <消費生活センターからのアドバイス>

進学や就職などに伴い、2月～4月は引っ越しの繁忙期となり、引っ越しサービスに関する相談が多く寄せられています。

引っ越し業者を電話やインターネットの見積もりだけで決めるのは避けましょう。打ち合わせ不足による勘違いや行き違いが起こる可能性があります。引っ越し業者を選ぶ際は、担当者顔を合わせ、念入りに打ち合わせをすることが大切です。

複数の業者の見積もりをしっかりと比較し、価格だけでなく作業員数や保証など、サービス内容についてよく検討し、疑問点があれば直接確認するなど、納得のいく引っ越しを心がけましょう。

引っ越し後に紛失や破損がある場合は事業者速やかに連絡する必要があります。引っ越しが完了したらすぐに荷物の状況を確認しましょう。

困ったことがあれば、消費生活センターにご相談ください。



## 出産・子育て応援給付金を支給します

図こども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652



市では子育て世帯を応援するため、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して身近な相談に応じ、必要な支援を行う「伴走型相談支援」と、出産応援給付金および子育て応援給付金を支給する「経済的支援」を一体として実施します。



市HP

種別	支給対象者(※)	支給額	申請の時期
出産応援給付金	妊婦	妊婦1人あたり5万円	妊娠届出時
子育て応援給付金	乳児の養育者	乳児1人あたり5万円	赤ちゃん訪問時 ※おおむね2ヵ月

※令和4年4月1日以降に妊娠届出や出産した人(養育者)で、市の保健師などから面談アンケートなどを受けた人。

※いずれも所得制限はありません。

### ●今後の予定

給付金の受給には、所定の申請書による申請が必要です。令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠または出産した対象者については、申請案内を郵送する予定です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

## 公共事業用地の代替地に登録しませんか

図管理課(有家庁舎) ☎73-6676

公共事業用地として土地を提供していただく人から、代替地を希望されることがあります。市では、このような代替地希望に応えるために、代替地の候補地としてその土地を前もって登録していただき、代替地希望者に土地をあっせんする「代替地登録制度」を実施しています。登録を希望される人は、事前に登録をお願いします。



市HP

### ●登録方法

市ホームページまたは管理課に備えている「代替地登録申請書」に必要事項を記入の上、以下の書類を添付して、提出してください。

- ・所在図(地図)または公図(字図)
- ・登記事項証明書

※申請書類を確認後、登録の可否を文書でお知らせします

### ●登録要件…次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・登録申請者と申請土地の登記名義人が同一であること
- ・登記名義人が暴力団関係者でないこと
- ・1区画の面積が100平方メートル以上で、公道に接している土地
- ・土地の境界や所有権などの権利について、争いのない土地
- ・所有権以外の権利(抵当権や借地権など)が設定されていない土地
- ・地上に物件が存在していない土地または存在していても公共事業用地の売買契約締結時までに撤去することが可能な土地

### ●税金の特例

代替地の提供者には、一定の条件のもとで、土地の譲渡所得から1,500万円を上限に控除される特例措置があります。

### ●注意事項

- ・登録された土地のすべてが代替地として売買されるわけではありません。
- ・土地の維持管理は、所有者が行ってください。
- ・登録後の取消または変更、個人での売買は可能です。
- ※登録後の取消または変更をする場合、変更の手続きが必要ですが、登録後に所有権が変更した場合または登録土地に所有権以外の権利が設定された場合は、その時点で自動的に登録は取り消されます。